

加西市中学校部活動ガイドライン

加西市教育委員会 学校教育課

はじめに

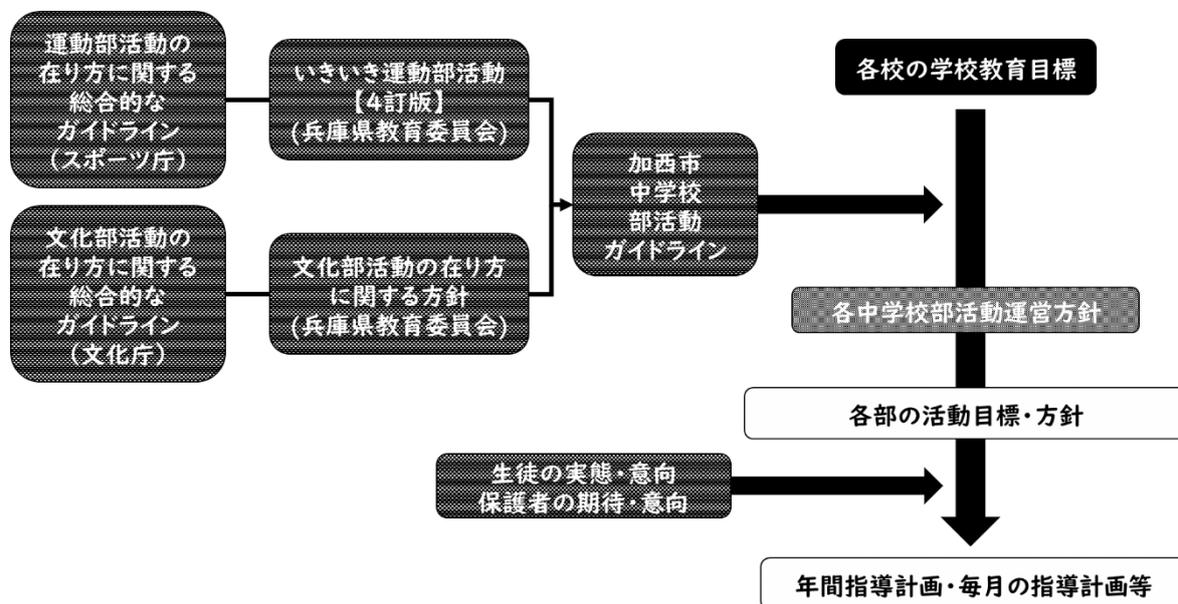
中学校における部活動は、体力や技術の向上はもとより、マナーやことば遣いなど、学年を超えた人間関係の中で様々な学びが期待できます。また、練習の成果を試合やコンクール等で発揮することにより、達成感や成就感、落胆なども味わい、人格形成の上で重要な教育的意義を持つ活動です。さらに、一生継続く友情を築く場でもあります。

しかし、近年の少子化に伴って生徒数や教員数が減少していることから、従来の部活動の数を維持することが困難な状況になってきています。加えて、近年では教職員の働き方改革の一環から、部活動の地域移行も含めた持続可能な部活動の在り方が問題となっています。

一方、スポーツ活動における個人のニーズが多様化し、地域においても様々なスポーツ活動が行われていることを背景にして、新たな部活動を設置して欲しいといった要望も聞かれます。しかし、現状では新たに部活動を設置することは非常に難しい状況にあります。

そこで、加西市ではこのような現状を踏まえ、部活動のさらなる充実・活性化を図ることをめざして、「加西市中学校部活動ガイドライン」を策定しています。

<本部活動ガイドラインの位置づけ>



1 部活動ガイドラインの2つの柱

- (1) 教育的意義を高める効果的な部活動のあり方を提案します。
- (2) 加西市における部活動の持続可能な運営体制を整えます。

2 教育的意義を高める部活動の推進

中学校の部活動は、生徒たちが自主的・自発的に活動するものです。部活動顧問や指導者は、「生徒に考えさせる場面」と「教える場面」のバランスのとれた活動を心掛けるとともに、生徒が自ら課題を発見し、主体的に解決を図るプロセスの中で、必要な知識や技能等を身に付け、力を伸ばすことができるよう、生徒が自分で決めることを促し、伸びを認め、取組を支えるように関わることが大切です。また、体力・技術の向上や心身の健康の保持増進を図るだけでなく、活動の中で関わる仲間や活動を支える保護者、地域の人々との交流を通じて、自己肯定感、思いやりの心、規範意識、他者の思いを推し量る創造力や感性、人を敬う気持ちなどを育む場でもあります。同時に、生徒や部活動顧問、指導者もやり甲斐を感じ、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されるような活動でなければなりません。

(1) 講習会や会議等の開催

①指導者講習会の開催

教育委員会は、長期休業中などを利用して専門家による指導者講習会を開催します。また、各中学校でも伝達講習会を行うなど、部活動顧問や指導者の指導力向上に努めます。

②キャプテン会議の開催

学校は、リーダー育成や生徒の自主性・自発的な活動を推進するために、各部のキャプテン（部長）が集まるキャプテン会議を定期的で開催します。

③顧問会議の開催

学校は、各校において、各部活動顧問間の共通理解や協力体制を築くために、顧問会議を定期的で開催します。

(2) 事故防止や安全確保

①部活動実施に当たっての指導

学校は、日常的に練習施設や用具等の安全点検を行い、環境整備に努めます。また、生徒の心身の健康管理をはじめとした障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮、体罰・ハラスメントの根絶に努めます。

②熱中症等への対策

教育委員会は、熱中症事故の防止に努めるとともに、各校へ熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるよう各校へ指導します。学校は、熱中症事故の未然防止を徹底するとともに、以下の留意事項を確認し、対策を講じます。

【留意事項】

- ①学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。
- ②気象庁が発表する暑さ指数（WBGT）をもとにした熱中症警戒アラート等の情報や「POTEKA NET」（<http://www.potekanet.com/>）、「環境省熱中症予防情報サイト」（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- ③活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。
- ④熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、身体の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。

③環境の整備

学校は、部活動の練習（試合・大会等）を見守り、万が一の対応ができるように緊急体制の整備を行います。部活動顧問は、部活動の練習（試合・大会等）前後に個々の生徒の健康観察を行うとともに、練習（試合・大会等）中も生徒の動きや顔色などにより健康状態を把握し、状況に応じて練習内容の変更や試合・大会等への出場を見合わせ、休養をとらせるなどの柔軟な指導を行います。

④主体的な安全確保

学校は、生徒の自主性を推進する観点から、自身の体力や技能を客観的に理解したうえで活動を行い、主体的な事故防止の態度を育成します。

(3) 効率的で効果的な練習の実施

①部活動の教育的意義

学校教育目標の達成に向け、部活動顧問は、部活動の教育的意義を十分理解し、指導目標と指導方針、月間計画・年間計画等を策定し、発達段階に応じた系統性のある指導に努め、勝利至上主義にならないよう留意します。

②「対話」を重視した指導

部活動顧問や指導者は、生徒の自主性や個性を尊重し、「対話」を重視した指導を大切にします。特別支援教育の視点を生かした指導も積極的に取り入れ、個々の特性や能力、発達段階に応じた指導を心掛けます。また、経験則に偏らず、生徒の実態に応じた最も個人の力を伸ばすことのできる指導を心掛けます。

③ゆとりある学校生活の確保

適度な休養や規則正しい生活は、ケガの防止や効率的な体力向上、さらには高いパフォーマンスにつながるということが科学的に証明されています。部活動顧問は、以下の留意事項を確認の上、「ノー部活デー」を計画的に実施し、ゆとりある学校生活を送ることで、部活動の成果が学校生活全般に現れるよう努めます。

【留意事項】

- ①原則として週当たり2日以上を設定し、平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上とすること。
- ②練習時間¹は平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とすること。ただし、練習試合等については、週当たりの活動時間が16時間を超えない範囲であれば、3時間を超える活動になったとしても可能とする。
- ③土日の連続した公式試合に準ずる大会等に参加する場合には、部活動顧問は、校長の許可を得たうえで保護者の同意を得ること。その場合は必ず休養日を他の日に振り替えること。
- ④学校の裁量により、多くの部が公式試合を控えた時期には一定期間を部活動強化期間と定め、「ノー部活デー」を各校で弾力的に設定することも可能とする。その場合の休養日については、週当たり1日以上、土日は月当たり2日以上必ず設定すること。
- ⑤定期試験前の3日間、定期試験中の最終日以外、長期休業中の閉庁日期間も「ノー部活デー」とすること。
- ⑥長期休業中の「ノー部活デー」については、土日等に家族と過ごす時間の確保や地域の行事等への参加を可能にするため、平日の「ノー部活デー」を土日に集中させるなど長期休業の意義を踏まえ、弾力的に設定することも可能とする。ただし、生徒の体力面や天候等を十分に考慮し、1日の練習時間を長くとも3時間程度とすること。

¹ 実際に練習している時間のみをさします。詳しくは Q&A の A6 を参照のこと。

④練習試合等のあり方

部活動顧問や部活動指導員等は、トレーニングにおける移行期・一般鍛錬期・専門鍛錬期・試合準備期・試合期など、マクロサイクルによる計画のもと、練習試合等の時期や内容（時間、試合数）等を勘案し、効果的な練習になるよう工夫します。特に、公式試合等（教職員が出張扱いになるもの）も考慮しながら練習試合等の設定や参加については精選し、生徒や部活動顧問、指導者の過度な負担にならないようにします。

（４）保護者や地域との連携

①保護者との連携

保護者の理解・協力なしでは部活動は成立しません。部活動顧問や部活動指導員等は、日頃から保護者に対して十分な情報提供を行い、理解・協力が得られるよう努めます。また保護者も、学校や部の方針を理解し協力する姿勢が求められます。

②地域との連携（部活動指導員の活用）

教育委員会と市担当部局は、地域の専門的な指導力をもつ人材を確保し、必要に応じて中学校へ派遣するしくみを整えます。そして、指導者として部活動支援の協力を依頼します。

教職員の負担軽減を図ることを目的とした部活動指導員は、教職員に替わって部活動全般に係る業務を担当することができ、必要に応じて大会等の引率も可能です。

3 持続可能な運営体制について

（１）複数校合同部活動方式について

在籍校の部員数だけで大会に参加ができなかったり、十分な活動が困難な場合は、複数校で合同チームを編成して大会に参加したり、合同練習を行えるように関係する校長が協議します。ただし、在籍校にその部活動がある場合に限りです。その際、校長は、生徒と保護者の意向を聞き、練習日や場所、安全面、生徒の負担、指導上の問題等についても協議し、関係する校長の合意のもとに活動の可否を決定します。

なお、部員数の増減があることから、毎年5月1日と8月20日を基準日として決定します。

（２）在籍校に希望する部活動の種目がない場合の大会参加について

在籍校に兵庫県中学校総合体育大会で実施されている部活動の種目がない場合の大会参加について、校長は、生徒本人と保護者の意向を聞き、活動実績等を考慮した上で、個人種目に限って大会参加を認めます。ただし、部活動顧問の引率等の都合から、県大会8位入賞が見込める実力が証明できる資料を提出できることを条件として、在籍校において協議し校長の判断によって参加の可否を決定します。

（３）部活動を理由とする就学指定校の変更(学区外就学)について

就学指定校に希望する部活動がない場合は、教育委員会が隣接中学校への入学（転校）を許可します。ただし、原則として下記の条件を満たす場合に限りです。

- ア 希望する部活動の種目の経験がこれまでにあること
- イ 児童生徒本人及び保護者の意思であること
- ウ 原則として居住地から最も安全に通学可能な隣接中学校とすること
- エ 下記の確認事項が承諾できること

- ・許可された中学校において、希望した部活動が活動を中止した場合や生徒本人の身体的状況等で活動ができなくなった場合、転校するか継続して就学するかは教育委員会と協議して決定すること

(注) 教育委員会において、児童生徒本人及び保護者と面談の上、転出入する両校の校長の意見を参考として決定します。なお、手続きの流れは下記のとおりです。

【就学指定校の変更(学区外就学)手続きについて】

- ① 教育委員会が、保護者からの相談を受ける。
- ② 教育委員会が、児童生徒本人、保護者と面談する。
- ③ 教育委員会が、転出入する両校の校長の意見を聞く。
- ④ 教育委員会が、許可基準をもとに検討する。
- ⑤ 教育委員会が、検討結果を保護者に通知する。
- ⑥ 上記⑤により就学指定校の変更が妥当であると判断した場合は、保護者が教育委員会に指定校変更の手続きをする。
- ⑦ 教育委員会が、保護者及び転入先の校長に指定校変更の通知をする。

(4) 休日の部活動の段階的な地域移行に向けて

部活動の地域移行に関する検討会議より、スポーツ庁（令和4年6月6日）、文化庁（令和4年8月9日）へそれぞれ提言が行われ、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行が明示されました。これを受けて、休日の部活動を担う指導者の質・量の確保、スポーツ・文化団体等との連携・整備充実、施設の確保と管理方法、保険の在り方、関連諸制度等の整備とともに、生徒、保護者、教職員、地域等の理解を得ていく努力が学校や教育委員会、市担当部局に求められます。

附 則

このガイドラインは、1年に1回を目途とした連絡会を実施し、内容を見直します。

作成日 平成27年10月1日
最終修正日 令和4年10月1日